

橋本徳太郎氏「豊後大友氏の出自について」

立川輝信

一、まえがき

或は筆者の寡聞かも知らぬが、私共の郷土大分では、初代大友能直は頼朝の庶子として長い間誰もが信じて疑わなかつた。ところが近頃これが問題となり、昨三十五年七月の本会定期総会での研究発表の際大友研究に就て、郷土での画横綱、田北学、渡辺澄夫尚氏の、新視角から見た研究発表があつた。田北氏は結論的には庶子説であるが渡辺氏はこれを否定した新説である。渡辺博士の所論は其後九月二十五日発行の本誌第二四号にも詳細発表された。然るに両氏共左記橋本氏の所説を参照していないので、読者各位考証の参考資料として転載した。

この本文は昭和十四年雄山閣編輯部の編で、かつ発行の「系譜と経章の研究法」中に収載されている。橋本徳太郎氏の「系譜に把握された啓學日本」（—橋木—頼朝—波多野—大友—乾一氏に就て—）の所説である。

二、橋本徳太郎氏の豊後大友氏の出自説

(前略)此大友氏は純友系でなく、豊後大友氏の事であつて、此處では祖左近将監能直のことを少し述べて見る。能直の父は頼朝といふ

説と能成といふ説とがある。其母は利根局または大江広元の女ともありて其真を得ることは一寸むつかしい。然し母は利根局とする説が有力ではないかと思はれる。利根局は経家の女であつて、大友記に上野国大友四郎大夫経家之息女あるのは説明不足であらう。利根局は或は大利根局とも称せる。此利根の領地は、経家自身から始まつたのでなく、その女がこれを得て局名としたとする以外にないからである。大友は相模大友の所在地を称したのであるが、其領主は経家である。姓は秀郷流藤原、波多野達義或は義通の四郎である。其略系に依れば経家は三郎であるがこれは紛雑を来て居るのである。経家の兄は三郎秀高であつて、河村郷を領して河村氏を称する。今根本史料として吾妻鏡を引用する。その能直の名の出初めるのは、文治四年十二月十七日のことである。

文治元年四月十四日丁卯

今日波多野四郎経家号大白鎮西坂參、是資院次官親能之舅也。則召御前令問西海合戰間之事給云々

文治四年九月二三日丙戌

波多野五郎義景与三岡崎四郎義実於御前遂對決、是相模國波多野本庄北方者、義景累代相承所領也。而窺在京之隙義実望申之、讓二男義通云々又嘉慶元年六月十七日談義景之後無牢籠之

処、依^ニ何由縉^一望申哉、就^レ之被^ニ召^レ決^レ之刻義実申^ニ云、可^レ与^ニ孫子

先法師冠者^ニ由有^ニ義景先年状^ニ云々義景申^ニ云、先法師者義景外孫也
縱雖^ニ請^ニ讓^ニ狀^ニ外祖存生、爭可^ニ競望^ニ乎。是偏義美奸曲也云々義実
雌伏、

同十二月十七日戊寅

式部大夫親能男、一法師冠者能直、任^ニ右近將監^ニ之由參^ニ賀當中^ニ、
是無双龜仁也。依^ニ御内^ニ舉^ニ去月十四日雖^ニ拜任^ニ此之間病癆相侵、

住^ニ相模國大友鄉、今日始出仕^ニ云々則召^ニ御前^ニ

同五年七月十四日壬申

為^ニ征伐、依^{可^レ}令^レ赴^ニ奧州^ニ給^レ為^ニ御共^ニ被^レ催^ニ波多野五郎義景^ニ之
處、進奉之後、讓^ニ所領於幼息^ニ、是向^ニ戰場^ニ不^{可^レ}坂^ニ本国^ニ故也云々
々二品聞^レ食之頗有^ニ御感云々

同七月十九日丁丑巳刻、二品為^レ征^ニ奧州泰衡^ニ發向給^{（中略）}御共^ニ

輦

波多野五郎義景 大友左近將監能直

同八月九日丙申

亦親能猶子左近將監能直者。當時為^ニ殊近仕^ニ常候^ニ御座右^ニ、而親能
兼日招^ニ宮六兼什國平^ニ談^ニ云、今度能直赴^ニ戰場^ニ之初也。汝加^ニ扶持^ニ
可^レ令^レ戰者、仍國平固守^ニ其約^ニ去夜潛推^ニ參^ニ一品御寢所^ニ迎^ニ出能
直^ニ上伏^ニ、相具^ニ之越^ニ阿津賀志山^ニ、攻戰之間討^ニ取佐藤三秀員父子

直^ニ也

國衡近^ニ畢^ニ、此宮六者長井吝藤別當夷盛外甥也。夷盛屬平家^ニ、滅
親郎等^ニ、而依^レ有^ニ勇敢之譽^ニ。親能申^ニ子細^ニ令^レ付^ニ能直^ニ云々

建久元年正月十三日戊辰

古庄左近將監能直、宮六廉仗國平以下有^ニ奧州所領^ニ之輩、大略以首

途^ニ々

同四月九日壬辰

古庄左近將監能直、宮六廉仗國平等于^ニ今在^ニ奧州^ニ。

同九月七日庚申

同四年五月十六日辛巳

富士野御狩之間、將軍家督若君始令^レ射^レ鹿給^ニ、候愛甲三郎季隆本日
□物逢^ニ故夷^ニ之□^ニ、折節候^ニ近射^ニ、殊勝追合之間、忽有^ニ此飲羽^ニ云々

々將軍家以^ニ大友左近將監^ニ内々被^レ仰^ニ季隆^ニ云々

同五月二十七日甲午

未明催^ニ立勢子等^ニ終日有^ニ御狩^ニ

同五月二十八日癸巳

取御剣一欲ニ令レ向レ之給ニ、而左近将監能直奉ニ仰留シ之

以上を検討して腑に落ちないのは、文治四年九月廿三日の記事である。普通系図は秀高経家義景等の父は筑後權守遠義となつて居るが、同記事中義景の言葉に「祖父筑後權守遠義」とありて、一本には遠義を遠茂として居る。若し遠義を以て正しいとすれば、確にそれは祖父に當る。然らば其祖父が土地を譲与した二男義通は誰れの二男に當るのであらう。祖父の二男ならば或は義通は経家等の父に當るを正しとすべきか、また孫のうちの二男であるならば、遠義と義通等のに間一代なければならない。若しさうとするならば遠義を一本遠茂とあるそれが紛れたのででもあらうか、更に一考すべきは、義景には遠義は祖父であり義通は叔父であつて、渠れ義通が次郎を称するのは太郎としての父があり、其父があり、其父は遠義から土地の譲与を受けないうちに死亡したので、祖父はこれを二男の義通に、繼て義景成長の後に譲与すべき条件の下に一時譲つておいたのであるまいか、何故なれば義通の本拠は波多野地方よりも、むしろ松田附近であつて、太郎義通からである。保延三年から嘉応元年までは三十二年間の時間が経過して居るが、此間義通は保元三年春の頃、義朝と不和となり京都を

去つて相模に下つたのである。義通が義朝に近付いたのは、其義妹典膳大夫久経の女が義朝の妾となりて頼朝の兄朝長を生んで居り、其朝長は相模松田で育つて居る。さうした関係からであるが、其岡崎四郎との問題の土地は、渠れが相模に住むやうになつた保元三年春の頃より数へて、二十一年前の保延三年に譲られた。其後十一年目義通はこれを義景に譲つたのである。恐らく義通は此年六月中旬から七月にかけて永眠したのであらう。また義景が譲られた後二十年目此問題が起つたのであるが、此地を波多野氏が領知するやうになつたのは微徴餘程古い。但し松田の土地は義朝から、其子朝長、朝長の母即ち典膳大夫久経の女等の為めに用意されたものではあるまいか、さうして平治の乱後、外戚の関係で義常等が領知するやうにでもなつたのであらうが、此地に在つた朝長の館を他日頼朝が修築した。なほ此地方には大庭三郎景親党類の館もあつたが石橋山合戦の時、吾妻鏡三浦輩者依及三晚天二宿三丸子河辺、遣三郎從等焼失景親之党類家屋、其賛舞三半天一景親等遙見レ之とありて、足柄越の要路であり相当賑つた土地であつたらう。尙考ふべきは、保元物語に秦野次郎延景があり平治物語には波多野次郎義通がある。世間往々延景を以て同じ次郎であるから、改名義通とするものもあるが、單に次郎たるの故を以て延景義通を同一人と速断することは出来ぬ。義通が平治の乱に参加したといふことは、朝長の関係な

どうから推測して、これに伴ひ上京したとなすべきであらかと自分達は考ふるだけである。平治物語以外に義通参戦の史証はないのである吾妻鏡に記された事情を考ふれば、寧ろ参加しなかつたとする方が有力である。朝長の関係がある上から見て、或は一族のうちからこれに参加し、これを代表的に義通の名を擱げたものであらう。

唯何れにしても延景義通を同一人としてのことは、所詮單なる推測に過ぎない。或は延景は遠義の太郎としての猶子でもあつたらうか、外戚でもあつたらうか、義景の名が大庭家の人々に關係があるやうに考へられるもの、一応考慮を要する次第である。従つて此系図の中に五郎義景を陳ねるのは、確實性を帯びたものとはいへないのである。

更に秀高を河村三郎とし、経家を大友四郎と次第する上からも、義通の上に太郎があるべきであらう。切に確實なる史料の出現を望むものである。若し推測が許さるるならば、義景の孫であり延景の子であつて、広景が死亡したので、自分が当然受くるべき土地について、義通との間に面白からぬ事情が起つて相当苦労したのであるまいか、奥州征伐の時所領を幼息に譲つて出発したのは生還を期せぬ勇士の振舞として、頼朝を感心させて居るが——文治五年七月十五日——或は自身の経験上、義通との間に土地問題が続いた苦労があるので、亡き後に起りやすいことを慮つて、予めこれを防ぐためにその措置をしたものではあるまいか、一層の研究を要する。

其普通系図は経家を以て能直の父として居るが、それは全然間違である。吾妻鏡文治四年四月十四日の記事は、経家「齊院次官親能之男也」とあり、経家は明らかに親能の妻の父である。同年十二月十七日の記事は「式部大夫親能男、一法師冠者能直」とあり、能直は経家の孫である。然るに同五年七月十九日能直は頼朝の伴をして、奥州泰衡

を征伐の為め出発し、阿津賀志山攻めに參加した。八月九日の記事
親能猶子左近將監能直

とあり。此猶子必らずしも事実の眞の上を称するのではない。血縁の有無でなく、甥姪のことである。血のつながりは別とし、甥として、取扱ふことである。甥と同様の意味である。其家で認める一種の資格である。本格的の分家に対する分家格といふ立場と同様である。親分の角能直は親能の猶子であつて実子ではないのである。而も能直は経家の所領大友を領し、経家に次いで大友を氏として居る。即ち大友氏の上からいへば、大友経家——大友能直である。其経家の女利根局は親能の妻であるべく、其猶子能直に父の所領大友を継がせたといふことは其所に事情がなければならぬ。また利根局の領した利根は、大友文書豊西説話等に依りて、「上野國利根庄^{号七井}」とありて能直最初からの領地であり、且つ大友家は系図の上に利根二郎を称するものが統いて居る。大友家に於ては相模大友と共に本所とし、又大友氏発祥

の地として永く領知されて居たのである、

茲に所謂親能の猶子能直は、利根局の実子であつて、これを伴ひ親能のもとに嫁入つたと断じてよからう。さもなくば一族一事の大友の

地や利根の所領を、能直に譲る道理がない。然らば能直の実の父は果して誰れであらうか、近藤能成の兄とし、母は大膳大夫大江広元の女

などとある歴代鎮西要略などは根本に間違である。能成とする史証は自分はまだ見当らぬ。事情の為わざ／＼能成の兄と言解らしたのであらう。豊薩軍記や続群書類従の大友系図に、能直の誕生を承安二年とするは事実である。吉川本吾妻鏡は京都に於て卒し、年五十二（貞応二年十一月廿七日）とある。蛭ヶ小島の流人頼朝にはあり得ることである。唯姓に至つては、類従本に「故頼朝卿之男而親能之養子也。由是能直從^ニ養父之姓^ニ為^ニ藤原」、因^ニ外祖父之氏^ニ称^ニ大友」とするは間違ひである。親能は中原姓であつて、其藤原姓は祖父経家が秀郷流藤原であり、一族何れもその姓であるから之に倣つたのである。如何にも頼朝に因縁ありと思はるのは、前述吾妻鏡に

任^ニ有近將監^ニ之由參^ニ質督中^ニ、是無双寵仁也。依^レ得^ニ内學^ニ去月十四日雖^ニ拜任^ニ此之間病癒相侵、住^ニ相模國大友郷^ニ、今日始出仕則召^ニ御前^ニ

は、他に嘗て例のないことである。其無双寵仁の内容は能成などの児に示す恩寵ではない。また奥州征伐の時能直も従軍、親能は勇士国平と前日談合した。其言葉に

今度能直赴^ニ戰場^ニ之初也。汝加扶^ニ扶持^{可^レ}令^レ戰者（中畧）而依^レ有勇敢之譽^ニ。親能申^ニ子細^ニ令^レ付^ニ能直^ニ云々

とあり、その申^ニ子細^ニといふ子細は果して如何なる子細であらう。所謂無双双寵仁たる子細であると自分は思ふものである。ことに注意すべきは、能直は昼夜殆むど頼朝の側近を去らないことである。書き現はされない歴史の裏面は、相模波多野氏一族の上に興味深き一頁を残して居るのである。書記されない歴史、それは系図でなければならぬ従つて如何なる奇怪不思議の系図でも漫り棄てることは出来ない。草深い田舎には無論取るに足らぬ系図が多いが、また其の口碑伝説と合せて有用のものも存するのである。自分達はこれを棄てる前に、歴史的事実を深く省察する必要、否史学家には当然の義務があるのである。世には天一坊事件も存するのである。保科正之も伝説の如しとすれば、天が幸ひしなかつたなら、渠れは唯一介流浪の徒にすぎなかつたであらう。千古の謎を残した儘、記事の上には現はれない吾妻鏡の建久元年六月廿三日の件は、世間の地頭と称し守護と称し或は因司と称する者共が、昔しから受領して任国に滞在し、其儘土著し、或は權威に任せまたは都人の魅惑力で婦女子を弄ぶなどの事を、多方に物語る

ものであつて、また当時の女性が進んで身を捧げたことを証するものである。吾妻鏡の記事は一種の狂人の沙汰であるが、地方に出張したり視察に出かけたりする者が、時には途方もないことを身分の上に偽り、または公卿にして土着の者其が、自分の系譜には乗せなくも、先方の系譜には事実として隨時隨所に乗せたことがあるに違ひないのである。各時代を通じて、多数の事実が繰返されたのである。此所にも女性日本史は目に見えぬ歴史を物語つて居るのである。即ち其の記事は（建久元年六月）

廿三日丙午、去年令レ入ニ奥州給之時、称ニ姫宮ニ女性出来、令尋問給之處、答申云、母者九条官女也。吾彈箏之間且就母之好、為聞食其芸、暫在彼院中、後日有不處之次下向奥州ニ云々、雖可レ疑肥後守資隆入道母、為宮条勿論之由令レ申之上、奥州住人一同存其儀、將又秀衡賞翫之余雖レ欲レ令出家、不レ免云々、於レ為ニ一向狂人ニ者秀衡争令レ賞哉之由、二品卿有ニ御猶予、仍為ニ庄胤ニ者令レ居ニ住田舍ニ之條、称レ可レ有ニ其恐、被レ送ニ延京都、付ニ延尉公朝ニ被レ申ニ此子細一詮、而無実之旨被レ下ニ院宜、今日所ニ到来ニ也。則被レ奉ニ御請文ニ云々、院宣云

称宮人事無実也。全非庄胤、如聞食者不善人歟、在京不可レ然早可ニ返遣ニ之由、内々御氣色候也。仍上啓如件

六月九日

參議

六月廿三日

頬朝

我大和民族の觀念は昔しも今もかはらない。系図は直ちに血統であり、血統即ち系図である。此觀念を離れては氏も素性もないものである。皇統を崇ぶことにおいて、頬朝は最も民族觀念を明らかにして居る。

此女性の如きは不逞不敬も甚だしいもので、確に狂人であり女天一坊と信じて居ても、秀衡以下の国人共が揚言庇護して居るので、其御位置は朝廷に願ふべく上京させたのである。其所に皇室尊崇の彼れの精神が窺へるのである。他日兼好法師は徒然草に於て劈頭ならぬぞやんごとなき、

と称して居るのは、日本民族の國体に対する千古の哲言である。頬朝の觀念、兼好法師の觀念、それは一致した血統に対する一大信念であり系図尊重の大覺悟である。（以下省略）